

# 令和6年度ほたるの里スポーツチャレンジフェスティバル実施業務委託仕様書

## 1. 業務名称

ほたるの里スポーツチャレンジフェスティバル実施業務委託

## 2. 事業目的

幅広い世代で健康増進や体力向上を目的としたスポーツへの関心が高まっている。辰野町スポーツ協会によるこれまでの社会体育活動の取り組みを基に本事業を実施することによって、スポーツ体験を通じて楽しさや親しみを感じてもらい、運動習慣の促進を図るとともに、自主的・自発的な社会体育活動への参加、町のスポーツ人口の底上げ、地域の絆づくりの契機とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 4. 業務内容

受託者は、次に掲げる事項に従い、実行委員会形式で事業の企画、運営の一切を行うこと。なお、事業実施にあたって、受託者は委託者と十分に協議、調整を行うこと。

### (1) 実行委員会

- ①受託者は、事業実施にあたって実行委員会を組織すること。会則を別に定める場合には、本件業務委託契約と本仕様書の内容に合致したものでなければならない。
- ②実行委員は、辰野町スポーツ協会及び辰野町内を拠点として活動する社会体育団体の構成員から選出すること。ただし、本事業へ参画を希望する町内外の団体から実行委員を選出することについて実行委員会と当該団体とで合意がある場合には、この限りでない。
- ③実行委員会の長は、本事業の経過、目的により辰野町スポーツ協会の会員から選出すること。ただし、実行委員会で合意がある場合には、本事業に参画する団体のうち辰野町を拠点として活動する団体の構成員から選出することができる。
- ④事業実施に係る全ての事務処理は、受託者において行うこと。ただし、実行委員会で専任する事務担当者に事務処理の一部を委任する場合は、この限りでない。
- ⑤実行委員会に辰野高等学校スポーツ探求コースの生徒を入れること。

### (2) 企画・運営・事業内容

- ①実行委員会は、事業目的に合致した内容で事業を企画すること。
- ②雨天時対策を記載すること。
- ③実行委員会は、その責任において当該事業に係る全ての運営を行うこと。
- ④事業内容は、広く辰野町民を対象としてスポーツの振興に資するものであること。
- ⑤受託者及び実行委員会は、本事業を実施するにあたって辰野町民に周知、広報を行うこと。
- ⑥事業に係る経費は、辰野町が支払う委託料と実行委員会に参画する社会体

育団体の負担金で賄うものとする。参加料金の徴収等それ以外の収入については委託者と協議すること。

- ⑦受託者及び実行委員会は、物品の購入にあたって、1件あたりの金額が3万円を超える場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑧受託者及び実行委員会は、事故、傷病に対する安全対策を徹底し、必要に応じて保険に加入すること。
- ⑨受託者及び実行委員会は、本事業に参画又は協力するものに対して謝礼金を支払う場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑩業務の再委託は、これを禁止する。ただし、事業実施の効率を考慮し業務内容の一部を第三者へ委託する場合は、委託者との協議によって決定するものとする。

### (3) 会場

- ①開催場所 辰野町荒神山公園
- ②実行委員会は、社会体育施設使用料の減免にあたって所定の手続きを行わなければならない。
- ③受託者は、辰野町荒神山公園内の敷地、道路等を占有使用する場合には、各管理者に届け出なければならない。

### (4) 事業報告

受託者は、事業実施終了後において速やかに委託者に対して次に掲げる事業報告書等を提出しなければならない。

- ①事業報告書 次の各号に掲げる事項を記載すること
  - ア 実施日時
  - イ 実施内容
  - ウ 参加者数
  - エ 実行委員会内で取りまとめた反省・意見等
  - オ 記録写真（紙面等に印刷した物及び電磁的記録媒体に記録した物）
- ②収支報告書 領収書等を添付すること
- ③その他委託者が求めるもの

### (5) その他

- ①受託者及び実行委員会は、法令を遵守し、必要に応じて関係する行政機関に所定の手続きを行うこと。
- ②受託者及び実行委員会は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定するところにより、適切に個人情報を扱うこと。
- ③本事業に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、委託者に帰属するものとする。
- ④本仕様書に定めがない事項、不明である事項については、法令に定めがある場合を除き、委託者と受託者で協議するものとする。